

第 159 回

定時株主総会招集ご通知

● 開催日時

2025年5月20日（火曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

● 開催場所

大阪市中心区難波5丁目1番60号
スイスホテル南海大阪 8階 浪華の間

<株主の皆様へのお願いとご案内>

- ・インターネット又は郵送による事前の議決権行使を推奨いたしますので、ご活用ください。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページ（<https://www.takashimaya.co.jp/>）にてお知らせ申し上げます。

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役12名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役賞与支給の件 |

株式会社 高島屋

証券コード：8233

高島屋グループ経営理念

「いつも、人から。」

タカシマヤグループは、
「人を信じ、人を愛し、人につくす」ことを大切にし、社会に貢献します。

<5つの指針>

- ◇ここに残るおもてなし
- ◇未来を切り拓く新たな生活・文化の創造
- ◇いきいきとした地域社会づくりへの貢献
- ◇地球環境を守るためのたゆまぬ努力
- ◇社会から信頼される行動

企業メッセージ

『変わらないのに、あたらしい。』

伝統があるから、新しくなれる
時代に息づく心地よい価値をこれからも。

守り継ぎたいことはそのままに。時代が求める変化には柔軟に。
心のこもったサービスなど「変えてはならないもの」と、
お客様に喜んでいただくために「変えるべきもの」を明確にし、
全員が心をひとつにして、進化してゆく高島屋です。

創業の精神

てん ぜ

【店是】

- 確実なる品を廉価（れんか）にて販売し、自他の利益を図るべし
- 正札掛値（しょうふだかけね）なし
- 商品の良否は、明らかにこれを顧客に告げ、一点の虚偽あるべからず
- 顧客の待遇を平等にし、いやしくも貧富貴賤（ひんぷきせん）に依りて差等を附すべからず

株主の皆様へ

日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
当社の第159回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

2024年度の当社グループは、新型コロナウイルス禍において断行した数々の構造改革によるローコスト経営が定着したことに加え、株高・円安を背景とした国内消費の活性化と訪日外国人の売上伸長等により、前年度に続き最高益を更新する好業績となりました。

当社グループは創業200周年を迎える2031年に目指す姿である「グランドデザイン」を策定し、その実現に向け具体施策への取組を進めております。初年度である2024年度に各取組を確実に進捗させたことにより、目標利益を達成するとともに、着実な成長に向けた基盤が構築されつつあります。

株主の皆様への利益還元につきましては、業績や経営環境を総合的に勘案し、安定して行うことを基本方針としております。今期は業績が好調に推移したことから、2025年2月期の期末配当を増配にてご提案させていただきます。

引き続き、株主の皆様のご期待に応えるべく、持続的成長の実現に向け、グループの総力を挙げて取組を進めてまいります。今後も変わらぬご愛顧とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



株式会社 高島屋
取締役社長

村田 善郎

株主各位

大阪市中央区難波5丁目1番5号

株式会社 **高島屋**

取締役社長 村田 善郎

第159回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、下記のとおり第159回定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.takashimaya.co.jp/corp/shareholder/soukai/>)

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

敬 具

記

日 時 2025年5月20日(火曜日)午前10時
(受付開始：午前9時)

場 所 大阪市中央区難波5丁目1番60号
スイスホテル南海大阪 8階 浪華の間

会議の目的事項

報告事項

1. 第159期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第159期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役12名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役賞与支給の件 |

招集にあたっての決定事項

インターネット又は郵送による事前の議決権行使を推奨いたします。当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により**2025年5月19日(月曜日) 午後5時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社の指定する議決権行使サイト<https://evote.tr.mufig.jp/>にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載されたログインID、仮パスワードをご利用になり、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類（10ページから29ページ）または議決権行使サイトに掲載しております株主総会参考書類をご検討の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。インターネットによる議決権行使に際しましては、後記6ページを必ずご確認くださいますようお願い申し上げます。

また、議決権行使書用紙とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといいたします。

【郵送による議決権行使の場合】

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類（10ページから29ページ）をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

なお、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとお取り扱いいたします。

代理人による議決権行使

議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。
 - 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および当社定款の定めにより、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・「連結計算書類」の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・「計算書類」の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - 会場での配慮が必要な方は、準備の都合上、2025年5月17日（土曜日）までに下記担当部署までご連絡ください。
株式会社高島屋 総務本部総務部株式窓口
電 話：0120-272-848（受付時間：10:00～18:00 水曜日・日曜日を除く）

議決権行使方法のご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使



議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

(毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。)

パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2025年5月19日（月）午後5時まで

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

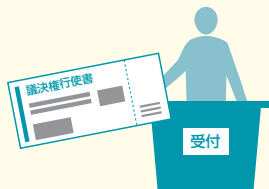
郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案に賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年5月19日（月）午後5時到着分まで

当日ご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
法人名義の場合、職務代行通知書のご提示をお願いいたします。
また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2025年5月20日（火）午前10時

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- ① お手元の議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



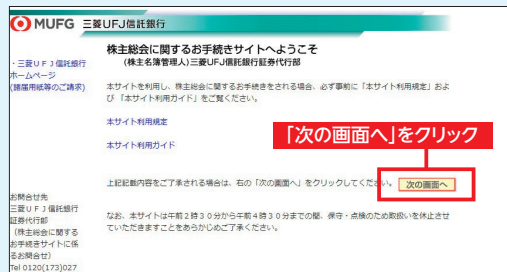
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- ② 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

- ① 議決権行使サイト<https://evote.tr.mufig.jp/>にアクセスする



- ② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

次回からの招集ご通知の送付

- ご希望の株主様には、次回の株主総会から電子メールで招集ご通知を送信させていただきます。なお、この場合、郵便による送付はいたしませんのでご注意ください。
- お申し込みにつきましては、議決権行使サイトにおいて受付けておりますので、ご希望の株主様は、ぜひお手続きください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027

（受付時間：9：00～21：00 通話料無料）

皆様の「インターネットによる議決権行使」が社会貢献につながります。

「インターネットによる議決権行使」をご利用いただくことにより郵送費用を削減することができます。この削減される郵送費用を寄付させていただきます。インターネットによる議決権行使を是非積極的にご利用ください。

寄付先：公益財団法人オイスカ

1969年にオイスカ・インターナショナルの基本理念は「すべての人々がさまざまな違いを乗り越えて共存し、地球上のあらゆる生命の基盤を守り育てようとする正解を目指す」=を具体的な活動によって推進する機関として生まれ、主にアジア・太平洋地域で農村開発や環境保存活動を展開している。



当社とオイスカの取組

- ・1998年より当社全店舗にてオリジナルマイバックを販売、その売上の一部を「子供の森」基金に寄付
- ・2021年より「自然を守り育み、その力を活用した取引(EBS)」への支援を継続中

インターネットによる議決権行使プレゼント企画

上記に加え、パソコンやスマートフォンなどインターネットにより議決権行使し、ご応募いただいた株主様の中から、議案の賛否にかかわらず抽選で500名様にタカシマヤギフトカード（1,000円分）をプレゼントします。是非、インターネットによる議決権行使をご活用ください。

応募期限 2025年5月19日（月曜日）午後5時まで （議決権行使期限）

応募方法

1. パソコン、スマートフォンによる議決権行使

2. 行使完了画面で、パソコン、スマートフォンによる議決権行使後、「応募フォームに進む」ボタンをクリックし、応募フォーム画面に進む

3. 応募フォームより、プレゼント企画へ応募



本企画に関する留意事項について

- ・応募は1回となり、インターネットのみで受け付けます。応募に関わる通信費用等は株主様の負担となります。
- ・応募株主様の個人情報、本企画の抽選、当選通知、賞品発送、お問い合わせのみに使用します。
- ・本企画を通じて取得した個人情報は、当社の業務委託先や関連会社へ上記業務に必要な場合に開示することがあります。
- ・当選者の発表は、株式会社ギフトパッドからの当選通知メールの配信をもって代えさせていただきます。電話やメールでの当選結果につきましてもお答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

応募に関するお問合せ

運営会社 株式会社ギフトパッド 0120-507-905（通話料無料）
受付時間：10時～17時（土日祝日を除きます）

株主総会ライブ配信及び事前のご質問受付のご案内

株主総会の模様をご自宅等からでもご覧いただけるよう、株主様専用サイト「Engagement Portal」からインターネットによるライブ配信を行います。同サイトからは、本株主総会の目的事項に関する事前のご質問をご投稿いただくことが可能です。

「Engagement Portal」のログイン方法

- ① 以下のURLをご入力いただくか、QRコードを読み込み、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へアクセスしてください。※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
URL : <https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>
- ② 株主様認証画面(ログイン画面)で「ログインID」と「パスワード」を入力してください。
ログインID(計12桁) : 0067 & 株主番号8桁
パスワード(計11桁) : 郵便番号7桁 & 2025
- ③ 利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
- ④ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。



①株主様認証画面(ログイン画面)イメージ

ログインID(計12桁)について
(1)から順に(3)まで左から順にご入力ください。
最後の(4)は入力不要です((1)を入力すると、グレーアウトします)。

- (1) 0067
- (2) 株主番号の上4桁 *
- (3) 株主番号の下4桁 *
- (4) 入力不要

*株主番号は、同封の議決権行使書用紙に記載されております。

パスワード(計11桁)について
以下の11桁をご入力ください。

「郵便番号」は、基準日(2025年2月28日)時点の株主様ご本人の株主名簿ご登録住所の郵便番号です(通信先等の郵便番号ではございません)。

なお、国内でのご登録住所がなく、常任代理人の指定がある場合は、常任代理人の郵便番号をご入力ください。

▶ 事前質問受付のご案内

本株主総会の開催に先立ちまして、株主様からのご質問を受け付けております。



事前質問



事前質問受付期限

2025年5月13日（火曜日）午後5時まで

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

- ① ログイン後の画面に表示されている「事前質問」ボタンをクリックしてください。
- ② ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
- ③ ご入力内容をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

ご注意事項

- ご質問は、本株主総会の目的事項に関するものに限りさせていただきます。
- 事前にお寄せいただいたご質問のうち、多くの株主様のご関心が高いと思われるものについて、株主総会当日に回答させていただく予定です。
- 事前質問の全てに回答することをお約束するものではありません。また、個別の対応はいたしかねますので併せてご了承ください。
- ご利用いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

▶ ライブ配信のご案内

株主総会の模様をご自宅からでもご覧いただけるよう、株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。



当日ライブ視聴



配信日時

2025年5月20日（火曜日）午前10時～株主総会終了時刻まで

※当日ライブ配信視聴ページは、開始時刻の30分前の午前9時30分頃よりアクセス可能となります。

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

- ① ログイン後の画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。
- ② 当日ライブ視聴等に関する利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」ボタンをクリックしてください。

ご注意事項

- やむを得ない事情により、ライブ配信ができなくなる可能性があります。
- ライブ配信視聴は、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、当日の決議や株主様に認められているご質問、議決権行使や動議を行うことができません。議決権につきましては5ページのご案内の方法により、事前に行ってくださいよう、お願い申し上げます。
- ご視聴は、株主様ご本人に限定させていただきます。
- ライブ配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は固くお断りいたします。
- ご視聴いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- 何らかの事情により、ライブ配信を行うことができなかった場合には当社ウェブサイト(<https://www.takashimaya.co.jp/>)にてお知らせします。

ご来場予定の
株主様へのご案内

株主様へのプライバシーに配慮し、ライブ配信に際しての当日の会場撮影は、議長および役員席付近を中心といたしますが、やむを得ず会場内の株主様が映り込んでしまう場合があります。あらかじめご了承ください。

株主総会オンラインサイトに関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社「Engagement Portal」サポート専用ダイヤル



0120-676-808（通話料無料）

受付時間 土日祝日等を除く平日午前9時から午後5時まで（ただし、株主総会当日は午前9時から株主総会終了まで）

視聴の不具合に関するお問い合わせ先

株式会社フィキューブ コールセンター



03-4335-8081

受付時間 株主総会当日2025年5月20日（火曜日）午前9時から株主総会終了まで

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、安定的な配当水準を維持することを基本スタンスとしながら、業績や経営環境を総合的に勘案し、1株につき13円とさせていただきたいと存じます。

当社は2024年9月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を実施しております。2024年8月31日を基準日としてお支払いしました中間配当金（1株につき23円）は、当該株式分割実施後の1株あたり配当金に換算すると11円50銭に相当しますので、期末配当と合わせた当期の年間配当金相当額は1株あたり24円50銭となります。なお、年間配当金1株につき24円50銭は、株式分割前の1株あたりの配当金に換算すると1株につき49円となり、前期の年間配当金の37円から12円の増配となります。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき13円

総額3,943,833,842円を利益剰余金から配当いたします。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年5月21日

第2号議案 取締役12名選任の件

現在の取締役12名は、この総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の地位	2024年度 における 取締役会 出席状況	当社取締役会が備えるべきスキル			
				マーケティ ング	百貨店・商 業・不動産 開発	海外事業・ 開発	企業経営
1	むら た よし お 村 田 善 郎	取締役社長 (代表取締役)	再任	14/14回 (100%)	●	●	●
2	よこ やま かず ひさ 横 山 和 久	専務取締役 (代表取締役)	再任	14/14回 (100%)	●		
3	その だ あつ ひろ 園 田 篤 弘	専務取締役 (代表取締役)	再任	12/12回 (100%) (就任以降)		●	
4	すぎ やま とも こ 杉 山 智 子	常務執行役員	新任	—			
5	まき の こう いち 牧 野 考 一	常務取締役	再任	12/12回 (100%) (就任以降)	●	●	●
6	なん ば ひとし 難 波 斉	常務執行役員	新任	—	●	●	
7	あお き かず ひろ 青 木 和 宏	常務執行役員	新任	—	●		●
8	きよ せ まさ ゆき 清 瀬 雅 幸	取締役	再任	14/14回 (100%)	●	●	●
9	ご とう あきら 後 藤 晃	取締役	再任 独立役員	社外 14/14回 (100%)			
10	よこ お けい すけ 横 尾 敬 介	取締役	再任 独立役員	社外 14/14回 (100%)			●
11	あり ま あつ み 有 馬 充 美	取締役	再任 独立役員	社外 14/14回 (100%)			●
12	え び さわ み ゆき 海老澤 美 幸	取締役	再任 独立役員	社外 14/14回 (100%)	●		

当社取締役会が備えるべきスキル				
財務・会計	人事・労務・組織	経営戦略・ESG	法務・リスクマネジメント	IT・DX
	●	●	●	
●		●		●
●		●	●	●
	●		●	
		●		
		●		
	●	●		
			●	●
●				●
●		●		
			●	

マーケティング	お客様や地域社会に必要とされるための提供価値が何であるか、課題と解決策を導き出せる知見と経験
百貨店・商業・不動産開発	心豊かな生活を実現するプラットフォームたりえる価値ある百貨店・SC・不動産開発を実現できる知見と経験
海外事業・開発	成長のドライブと位置付ける海外事業において、グローバルな視点をもとに成長戦略を構築できる知見と経験
企業経営	百貨店事業、商業開発、金融事業など様々な収益の柱を持つグループ経営を牽引できるための会社経営や事業経営全般の知見と経営経験
財務・会計	当社の企業価値向上のための投資戦略や、資本コストを意識したグループ経営をすることができる知見と経験
人事・労務・組織	経営戦略に則した人材・組織マネジメントができ、多様なひとの力を成長に繋げる人的資本経営を推進できる知見と経験
経営戦略・ESG	社会課題解決と事業成長を両立する視点を持ち、ステークホルダーへ持続可能な価値を提供することができる知見と経験
法務・リスクマネジメント	コンプライアンスをすべての活動のベースと位置付ける当社において、リスク意識を持ち適正な経営判断のできる知見と経験
IT・DX	デジタルの力を、既存ビジネスの改善だけでなく成長戦略と一体的にとらえて新たな価値創造に繋げられる知見と経験

候補者
番号 1 | むら た よし お
村田 善郎 (1961年10月26日生)

再任



所有する当社の株式の数
101,900株

● 略歴、地位及び担当

- 1985年 4 月 当社入社
- 2011年 5 月 当社営業本部柏店長
- 2013年 2 月 当社執行役員総務本部副本部長、総務部長、賃料管理室長
- 2014年 2 月 当社執行役員総務本部副本部長、総務部長、賃料管理室長、
企画本部開発グループ長、アジア開発室長、
日本橋再開発計画室副室長
- 2015年 5 月 当社常務取締役企画本部副本部長、経営戦略部長、IT推進室担当
- 2017年 8 月 当社常務取締役（代表取締役）総務本部長、企画本部副本部長、
経営戦略部長、秘書室、IT推進室担当
- 2018年 3 月 当社常務取締役（代表取締役）企画本部長、IT推進室担当
- 2019年 3 月 当社取締役社長（代表取締役）CSR推進室、業務監査室担当
- 2020年 3 月 当社取締役社長（代表取締役）業務監査室担当
- 2021年11月 当社取締役社長（代表取締役）営業本部担当、業務監査室担当
- 2024年 5 月 当社取締役社長（代表取締役）業務監査室担当、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

代表取締役常務総務本部長、代表取締役常務企画本部長などを経て、2019年より代表取締役社長を務めており、リーダーシップと発想力、構想力と経営戦略を実現していく実行力を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

よこやま かずひさ

横山 和久 (1964年5月16日生)

再任

● 略歴、地位及び担当

- 1988年4月 当社入社
- 2015年3月 当社営業本部（オムニチャネル戦略推進本部）営業推進部オムニチャネル推進室長
- 2017年3月 当社企画本部経営戦略部デジタルイノベーション推進室長
- 2018年3月 当社執行役員企画本部経営戦略部長
- 2019年3月 当社執行役員企画本部副本部長、経営戦略部長
- 2021年3月 当社執行役員企画本部副本部長、財務部長
- 2022年3月 当社上席執行役員企画本部副本部長、財務部長
- 2023年3月 当社専務執行役員営業本部長、ライフデザインオフィス長
- 2023年5月 当社専務取締役（代表取締役）営業本部長、ライフデザインオフィス長
- 2025年3月 当社専務取締役（代表取締役）営業本部長、ライフデザインオフィス担当、現在に至る。



所有する当社の株式の数
33,100株

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

執行役員経営戦略部長、上席執行役員企画本部副本部長、財務部長などを経験し、グループ会社のガバナンス強化や構造改革を推進し、2023年より代表取締役専務営業本部長を務めており、豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号 3 | その だ あつひろ
園田 篤弘 (1965年7月26日生)

再任



所有する当社の株式の数
9,566株

● 略歴、地位及び担当

1988年4月 当社入社

2019年3月 当社企画本部財務部副部長

2023年2月 税理士登録、現在に至る。

2023年3月 当社執行役員企画本部財務部長

2024年3月 当社専務執行役員企画本部長、史料館担当

2024年5月 当社専務取締役(代表取締役)企画本部長、史料館担当、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

株式会社ジェイアール東海高島屋取締役

● 当社との特別の利害関係

競業会社の役員

株式会社ジェイアール東海高島屋取締役

● 取締役候補者とした理由

経理財務業務に精通し、執行役員財務部長を経験し、グループ会社のガバナンス強化に努めるとともに財務視点に立脚したIR活動を推進し、2024年より代表取締役専務取締役企画本部長を務めております。税理士の資格を持ち、豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者
番号

4

すぎやま ともこ

杉山 智子 (1967年12月24日生)

新任

● 略歴、地位及び担当

1990年 4 月 当社入社

2016年 9 月 当社営業本部MD本部子供情報&ホビーディビジョン長

2019年 3 月 当社営業本部新宿店副店長兼総務部長

2020年 3 月 当社総務本部総務部法務・リスクマネジメント室長

2022年 3 月 当社執行役員総務本部総務部長

2025年 3 月 当社常務執行役員総務本部長、秘書室担当、現在に至る。



所有する当社の株式の数
8,100株

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

総務部長として、施設管理や危機管理、株主・株式対応等に取り組み、幅広い領域について豊富な知見を有し、現在、常務執行役員総務本部長として徹底した現場主義でコンプライアンスやガバナンス強化に手腕を発揮していることから、新たに取締役候補者といたしました。

候補者
番 号 **5** | まきの こういち
牧野 考一 (1962年9月21日生)

再任



所有する当社の株式の数
29,500株

● 略歴、地位及び担当

1985年4月 当社入社
2010年2月 当社営業本部MD本部婦人服ディビジョン長
2013年2月 当社営業本部柏店長
2015年3月 株式会社ファッションプラザ・サンローゼ取締役社長(代表取締役)
2016年3月 株式会社ジェイアール東海高島屋営業本部長
2016年5月 同社常務取締役営業本部長
2019年3月 当社執行役員営業本部新宿店長
2021年3月 当社上席執行役員営業本部MD本部副本部長、アウトレット運営部長
2022年3月 当社上席執行役員営業本部MD本部副本部長
2023年3月 当社常務執行役員営業本部副本部長、MD本部長
2024年5月 当社常務取締役営業本部副本部長、MD本部長
2025年3月 当社常務取締役営業本部日本橋店長、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

株式会社ジェイアール東海高島屋常務取締役営業本部長、当社執行役員新宿店長、上席執行役員MD本部副本部長、常務取締役営業本部副本部長、MD本部長などを経験し、現在、常務取締役日本橋店長として特徴化を推進して品揃え強化を図り、営業利益の拡大に努めております。豊富な経験と知見を有していることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

6

なん ば ひとし

難波 斉 (1964年12月20日生)

新任

● 略歴、地位及び担当

1988年 4 月 当社入社

2015年 3 月 株式会社高崎高島屋取締役社長（代表取締役）

2019年 3 月 株式会社ジェイアール東海高島屋営業本部長

2019年 5 月 同社常務取締役営業本部長

2021年 3 月 当社執行役員営業本部新宿店長

2023年 3 月 当社常務執行役員企画本部副本部長、経営企画部長

2025年 3 月 当社常務執行役員営業本部大阪店長、現在に至る。



所有する当社の株式の数
13,500株

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

魅力ある品揃えの実現に向け、株式会社ジェイアール東海高島屋常務取締役営業本部長や当社執行役員新宿店長等の豊富な経験を活かし、常務執行役員大阪店長としてバイイングパワーの強化やシームレス推進に手腕を発揮しており、豊富な経営経験と知見を有していることから、新たに取締役候補者といいたしました。

候補者
番 号 7 | あ お き か ず ひ ろ
青木 和宏 (1965年1月9日生)

新任



所有する当社の株式の数
34,300株

● 略歴、地位及び担当

1987年4月 当社入社
2011年2月 当社営業本部クロスメディア事業部長
2013年2月 当社営業本部営業企画部長
2015年3月 当社営業本部（オムニチャネル戦略推進本部）営業推進部営業推進グループ長
2017年3月 当社執行役員営業本部横浜店長
2022年3月 株式会社エー・ティ・エー取締役社長（代表取締役）
2025年3月 当社常務執行役員営業本部副本部長、営業企画部長、ライフデザインオフィス長、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

常にアンテナをはりめぐらせ、新しい発想につなげる行動力で、営業企画部や横浜店を率いてきた実績があり、グループ視点で人的資本経営やシームレス化を推進することができる豊富な経営経験と知見を有していることから、当社取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに取締役候補者いたしました。

候補者
番 号 **8** | きよ せ ま さ ゆ き
清瀬 雅幸 (1957年9月16日生)

再任



所有する当社の株式の数
18,300株

● 略歴、地位及び担当

1992年3月 東神開発株式会社 入社
2006年5月 同社取締役開発本部長
2008年3月 同社常務取締役経営管理本部長
2014年2月 同社常務取締役営業本部副本部長（営業企画・玉川担当）
2016年3月 同社専務取締役営業本部長
2018年3月 同社取締役副社長（代表取締役）
2021年3月 当社常務執行役員企画本部長
2021年5月 当社常務取締役（代表取締役）企画本部長
2021年11月 当社常務取締役（代表取締役）企画本部長、経営戦略部長
2022年3月 当社常務取締役（代表取締役）企画本部長
2023年3月 当社専務取締役（代表取締役）企画本部長
2024年3月 当社取締役、現在に至る。
2024年3月 東神開発株式会社取締役会長（代表取締役）、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

東神開発株式会社取締役会長（代表取締役）

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

東神開発株式会社取締役、同社代表取締役副社長などを経て、2021年より当社代表取締役常務企画本部長、2023年より代表取締役専務企画本部長、2024年より東神開発株式会社代表取締役会長を務めており、豊富な経営経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

9

ごとう
後藤

あきら
晃

(1945年9月7日生)

再任
社外
独立役員



所有する当社の株式の数
16,200株

● 略歴、地位及び担当

1982年4月 成蹊大学経済学部教授
1989年4月 一橋大学経済学部教授
1997年4月 一橋大学イノベーション研究センター教授
2001年11月 東京大学先端経済工学研究センター教授
2003年4月 東京大学先端経済工学研究センター長
2004年4月 東京大学先端科学技術研究センター教授
2007年2月 公正取引委員会委員
2007年6月 東京大学名誉教授、現在に至る。
2012年2月 政策研究大学院大学教授
2014年5月 当社社外取締役、現在に至る。
2023年6月 公益財団法人公正取引協会会長、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

公益財団法人公正取引協会会長

● 当社との特別の利害関係

なし

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

学識経験者としての専門知識と豊富な経験、及び元公正取引委員会委員の経験を有していることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。選任後も、これまで同様、専門家としての豊富な知見を活かし、当社の経営への助言と監督を行っていただくことを期待いたします。

候補者
番号 10 | よこ お けい す け
横尾 敬介 (1951年11月26日生)

再任
社外
独立役員



所有する当社の株式の数
7,700株

● 略歴、地位及び担当

1974年 4 月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
2001年 6 月 みずほ証券株式会社常務執行役員経営企画グループ長
2007年 4 月 同社取締役社長
2011年 6 月 同社取締役会長
2015年 4 月 公益社団法人経済同友会副代表幹事・専務理事
2016年10月 第一生命保険株式会社社外取締役
2017年 6 月 日本水産株式会社（現株式会社ニッスイ）社外取締役
2019年 5 月 ソナー・アドバイザーズ株式会社取締役会長、現在に至る。
2019年12月 株式会社産業革新投資機構代表取締役社長CEO、現在に至る。
2020年 5 月 当社社外取締役、現在に至る。
2020年 6 月 株式会社リコー社外取締役、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

ソナー・アドバイザーズ株式会社取締役会長
株式会社産業革新投資機構代表取締役社長CEO
株式会社リコー社外取締役

● 当社との特別の利害関係

なし

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

企業経営者としての豊富な経験と高い知見を有していることから、引き続き社外取締役候補者となりました。選任後も、これまで同様、主に経営的な観点から、当社の経営への助言と監督を行っていただくことを期待いたします。

候補者
番 号 **11** | あり ま あつ み
有馬 充美 (1962年8月11日生)

再 任
社 外
独立役員



所有する当社の株式の数
7,700株

● 略歴、地位及び担当

1986年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
2014年4月 株式会社みずほ銀行執行役員コーポレートアドバイザー一部部長
2016年4月 同行執行役員国際営業部長
2019年4月 西武鉄道株式会社社外取締役、株式会社プリンスホテル社外取締役
2020年5月 当社社外取締役、現在に至る。
2020年5月 株式会社大創産業社外取締役
2020年10月 株式会社REAPRA社外取締役
2021年6月 株式会社西武ホールディングス社外取締役、現在に至る。
2021年6月 西武鉄道株式会社取締役（非業務執行）、株式会社プリンスホテル（現株式会社西武リアルティソリューションズ）取締役（非業務執行）
2022年4月 株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド取締役（非業務執行）
2023年6月 カルチュア・エンタテインメント株式会社（現カルチュア・エンタテインメントグループ株式会社）社外取締役、現在に至る。
2024年6月 株式会社商工組合中央金庫社外取締役、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

株式会社西武ホールディングス社外取締役
カルチュア・エンタテインメントグループ株式会社社外取締役
株式会社商工組合中央金庫社外取締役

● 当社との特別の利害関係

なし

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

金融の分野における豊富な経験と、企業が意識すべき社会的課題に関し、学びや取組を通じて深い知見を有していることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。選任後も、これまで同様、主に経営的な観点から、当社の経営への助言と監督を行っていただくことを期待いたします。

候補者
番 号 12 | え び さ わ み ゆ き
海老澤 美幸 (1975年8月12日生)

再 任
社 外
独立役員



所有する当社の株式の数
3,100株

● 略歴、地位及び担当

1998年4月 自治省（現総務省）入省
2017年1月 弁護士登録、現在に至る。
2022年5月 当社社外取締役、現在に至る。
2024年5月 タキヒヨー株式会社社外取締役、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

タキヒヨー株式会社社外取締役

● 当社との特別の利害関係

なし

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

三村小松法律事務所にて、ファッション業界の法律問題に特化した法分野であるファッション・ローに取り組んでおり、多彩なキャリアを有していることから、当社社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。選任後も、弁護士としての豊富な知見を活かし、当社の経営への助言と監督を行っていただくことを期待いたします。

- (注) 1. 後藤 晃、横尾敬介、有馬充美、海老澤美幸の4氏は、社外取締役の候補者であり、後藤 晃、横尾敬介、有馬充美、海老澤美幸の4氏は、当社が定めた「社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 後藤 晃氏は、2014年5月から当社社外取締役に就任しており、その就任期間は、この総会終結の時をもって11年間であります。
3. 横尾敬介、有馬充美の両氏は、2020年5月から当社社外取締役に就任しており、その就任期間は、この総会終結の時をもって5年間であります。
4. 海老澤美幸氏は、2022年5月から当社社外取締役に就任しており、その就任期間は、この総会終結の時をもって3年間であります。

5. 当社は、後藤 晃、横尾敬介、有馬充美、海老澤美幸の4氏と損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする旨の責任限定契約を締結しており、後藤 晃、横尾敬介、有馬充美、海老澤美幸の4氏の再任が承認された場合、4氏と当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者12氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

【保険契約の内容の概要】

① 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

② 補填の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事項があります。

③ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととしております。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

この総会開催の時をもって、2024年5月21日開催の第158回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役大西祐子氏の選任の効力が失効いたしますので、あらためて補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

おおにし ゆう こ

大西 祐子 (1980年1月4日生)

社 外 独立役員

● 略歴及び地位

2007年7月 公認会計士登録、現在に至る。

2015年9月 桜橋監査法人パートナー就任、現在に至る。

2024年6月 NCS&A株式会社社外監査役、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

NCS&A株式会社社外監査役

● 当社との特別の利害関係

なし

● 補欠社外監査役候補者とした理由

2003年に朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）に入所し、小売業、サービス業等の上場会社の法定監査業務を行う等、20年以上の実務経験を持ち、現在は桜橋監査法人でパートナーに就任しております。また総合商社の内部統制支援業務やメーカーのIFRS開示支援業務等にも取り組んでおり、公認会計士の資格を有していることから、当社社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠社外監査役候補者といたしました。



所有する当社の株式の数
0株

- (注) 1. 大西祐子氏は、補欠社外監査役の候補者であり、当社が定めた「社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしております。
2. 大西祐子氏が社外監査役に就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、大西祐子氏の選任が承認された場合、社外監査役就任時に同氏と損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。大西祐子氏の選任が承認された場合、社外監査役就任時に同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

【保険契約の内容の概要】

① 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

② 補填の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事項があります。

③ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととしております。

【ご参考】

≪社外役員の独立性判断基準≫

当社は、社外取締役及び社外監査役を独立役員として指定するにあたって、その独立性を判断するため、「社外役員の独立性判断基準」を独自に定めており、社外取締役及び社外監査役またはその候補者が、以下のいずれにも該当しないと判断する場合、独立性を有している者と判断しております。

- ① 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者^(※1)または過去10年間において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループの主要な取引先^(※2)の業務執行者
- ③ 当社グループの主要な借入先^(※3)の業務執行者
- ④ 当社の主要株主^(※4)またはその業務執行者
- ⑤ 当社グループが主要株主^(※4)である会社の業務執行者
- ⑥ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者

-
- ⑦ 当社グループから、役員報酬以外に多額^(※5)の金銭その他の財産上の利益を得ている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- ⑧ 当社グループから、多額^(※5)の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
- ⑨ 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
- ⑩ 上記②～⑨のいずれかに過去3年間において該当していた者
- ⑪ 次のいずれかに掲げる者（重要な者^(※6)に限る）の配偶者または二親等内の親族
- A) 当社グループの業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む）
- B) 就任前1年間のいずれかの時期において、前A) に該当していた者
- C) 上記②～⑨のいずれかに該当する者
- ⑫ その他、一般株主との間に実質的な利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者
- ※1 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人をいう
- ※2 当社グループの主要な取引先とは、過去3年間のいずれかにおいて、当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている取引先、またはその取引先の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた取引先をいう
- ※3 当社グループの主要な借入先とは、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している借入先をいう
- ※4 主要株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者をいう
- ※5 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の総収入の2%を超えることをいう
- ※6 重要な者とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人をいう

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期の功労に報いるため、当期の利益、従来取締役賞与金、その他諸般の事情を勘案し、当期末時の取締役7名（無報酬の取締役、社外取締役を除きます。）に対し総額9,600万円の取締役賞与を支給いたしたいと存じます。取締役に対する賞与支給は、当社の定める取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針のとおり、グループ連結業績に応じて適正な範囲内で算出されており、相当であります。なお、各取締役に対する金額は取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の社会経済は、2024年3月に日本銀行が物価の安定化などを図ることを目的にマイナス金利政策を解除し、17年ぶりに金利を引き上げました。また、賃上げ率がバブル期以来の伸びとなったことで6月には実質賃金が27カ月ぶりにプラスとなるなど、長らく続いたデフレから物価と賃金が上昇する好循環への転換が進みつつあり、個人消費についても緩やかな回復が見られました。さらに、円安を背景に訪日外国人客数や消費額が過去最高を更新するなど、経済活動は活発な状況が続きました。

高島屋グループ（以下、当社）は、創業200周年の節目となる2031年に「目指す姿」を「お客様・従業員・株主・地域社会など、すべてのステークホルダーの『こころ豊かな生活を実現する身近なプラットフォーム』」と定め、グランドデザインとして2024年4月に公表いたしました。また、「統合報告書」を新たに発行し、価値創造ストーリーや成長戦略、事業ポートフォリオなどを発信してまいりました。さらに、資本コストを意識したROIC経営を推進するため、店舗・グループ会社ごとの特性を踏まえた「ROICツリー」を現場レベルで活用する仕組みを構築し、経営の実効性を高めてまいりました。

当年度は「グランドデザイン元年」、新たに策定した中期経営計画（2024-2026年度）

の初年度として、持続的成長に向けた施策を実行する基礎固めの重要な一年と位置付け、経営課題である「ESG経営」「人材の確保・育成・活躍」「まちづくり」の推進に取り組み、着実に進捗いたしました。

□ESG経営の推進

ESG経営は社会への付加価値提供の基盤であり、事業活動を通じて社会課題の解決に貢献していくことは、社会の一員である企業としての責務であります。当社では「TSUNAGU ACTION」をその象徴的な取組と位置付け、全社レベルで社会課題解決と事業成長の両立に向けた施策を推進いたしました。日本橋店では伝統工芸の伝承と能登の復興支援を目的とした「輪島塗を未来にTSUNAGU」を開催いたしました。循環型社会の実現を目指す当社のプロジェクト「Depart de Loop」においては、「玉川高島屋S・C」に、お客様が循環先を選択できる衣料等回収BOX「Depart de Loop Port」を新たに設置いたしました。また、廃棄物を可視化できるごみ分別施設のリニューアルも実施しております。衣料品や化粧品の不要品回収につきましては、期間限定から通年の実施に変更したことで、年間の回収量が約22トンと前年の2倍を超える水準まで拡大いたしました。

また、当社は大規模な商業施設を有するなど、地球環境保全に対する責任は大きいと認識しており、大阪店と京都店で再生可能エネルギー由来の電力を事業者から直接調達する契約を締結するなど、全社的に脱炭素化の実現に向けた取組を推進しております。

ダイバーシティ（多様性）・エクイティ（公平性）&インクルージョン（包摂性）（以下、DE&I）の観点からは、性的マイノリティー当事者への理解や支援を目的とするAlly活動を推進したほか、福利厚生制度の適用範囲を同性パートナー・事実婚にも適用拡大するなど、従業員が安心して働ける環境整備を行いました。この結果、株式会社高島屋は11月に任意団体「work with Pride」による取組評価指標「PRIDE 指標 2024」において最高位となる「ゴールド」に認定されました。

□人材の確保・育成・活躍推進

人材不足が深刻な社会課題となる中、人的資本経営の考え方に基づく人材への積極的な投資を行いました。当社は多様なグループ会社を有しており、その競争力を高めるべく、金融や建装など各分野における専門性強化に取り組み、スペシャリストの育成を進めております。

お取引先を含めた従業員が誇りとやりがいをもって長く働くことのできる環境整備や優秀な人材確保に向け、正月営業については、元日に加え、新たに1月2日も原則休業日といたしました。また、「カスタマーハラスメ

ントに対する基本方針」を業界に先んじて策定し公表すると共に、現場の対応負荷軽減を進めました。

□まちづくりの推進

当社はグループ総合戦略「まちづくり」を事業戦略の根幹に位置付けております。国内におきましては、「次世代型SC」への転換を推進しております。「京都高島屋S.C.」では斬新なコンテンツの導入が若年層を始め多様なお客様のご来店動機につながり、百貨店と専門店の買い回りも向上いたしました。また「柏高島屋ステーションモール」では、コミュニティゾーン導入やエリア最大級の食品ゾーン構築により、地域コミュニティ活性化に寄与しております。

また、「まちづくり」の具現化に向けた取組の一環として、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進しております。こうした中、業務改革に向けた、社長をトップとする全社横断のDX推進プロジェクトを発足し、本年は、デジタル技術を活用した業務効率化を進め、店頭販売など本来業務に注力できる体制の整備を行いました。

<連結業績>

当期の連結業績につきましては、営業収益は498,491百万円（前年比6.9%増）、営業利益は57,503百万円（前年比25.2%増）、経常利益は60,396百万円（前年比22.8%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は39,525百万円（前年比25.0%増）と各段階利益共に過去最高

益となりました。

ROE（自己資本利益率）は8.5%、ROIC（投下資本利益率）は6.4%、EBITDA（会社の純粋な現金創出力を評価する指標）総資産比率は6.2%、純有利子負債EBITDA倍率は1.4倍となりました。

＜単体業績＞

当期の単体業績につきましては、売上高は312,280百万円（前年比8.7%増）、営業利益は27,419百万円（前年比40.0%増）、経常利益は42,514百万円（前年比32.2%増）となり、当期純利益は31,648百万円（前年比26.4%増）と各段階利益共に過去最高益となりました。

事業のセグメント別業績は、次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より、事業ポートフォリオの最適化、事業別の投資効率、収益性などを明確にするROIC経営を更に推進することに伴い、報告セグメントの区分を変更しております。また、以下の前年比につきましては、変更後のセグメント区分に組み替えた数値を記載しております。

◆ 国内百貨店業

国内百貨店業での営業収益は318,210百万円（前年比8.1%増）、営業利益は28,530百万円（前年比35.5%増）となりました。

売上は、インバウンド売上が増大したことに加え、全体の約85%を占める国内顧客売

上が堅調に推移いたしました。商品別では、ラグジュアリーブランドを始めとする高額品のほか、婦人服、紳士服、化粧品などファッション関連商品も前年から伸びていました。

当年度は消費動向の変化を踏まえた新規ブランドの導入や、百貨店ならではのアイテム平場・自主編集売場の再構築に取り組みました。9月に日本橋店で紳士服の新アイテム平場「item SELECT」がオープンし、10月には横浜店で紳士服セレクトショップ「CS case study」のリニューアルを実施いたしました。また12月には新宿店の「味百選」がリニューアルオープンいたしました。お客様からは品揃えに対する高評価の声をいただいているほか、お客様層の拡大につながっております。

また話題性のある催を開催し、ミニチュア写真家・見立て作家である田中達也氏の展覧会が多くのお客様にご好評いただくなど、店舗への集客に大きく貢献いたしました。さらに、当社のアーカイヴス活動の拠点である高島屋史料館（大阪）や、新しい生活文化の発信拠点である高島屋史料館TOKYOを通じ、歴史や文化の発信に努めてまいりました。

ECにおきましては、8月に主力商品である化粧品の専門オンラインストア「TBEAUT（ティービューティー）」が誕生いたしました。自家需要比率が高い化粧品の購入フローを簡便化したほか、お客様の興味関心・趣味嗜好に応じたコンテンツを提供する機能を導入するなど、お客様の利便性向上や楽しい購買体

験の創出につながっております。

商品利益率は、利益率の低い高額商品の好調による売上プロポーションの変化もあり、前年を下回りました。一方で、商品利益額は売上が増大した結果、商品利益率の悪化影響を吸収し、前年を上回りました。

また、販売管理費は前年からの増加を最小限に抑制いたしました。ベースアップなど人的資本投資や、新規ブランドの導入など営業力強化につなげる費用は積極的に投下する一方、店舗運営体制の更なる効率化などコスト削減に向けた取組を継続的に推進したことにより、総額営業収益に対する販売管理費比率は前年を下回る水準となりました。

なお、岐阜店につきましては2024年7月末日をもって、47年の歴史に幕をおろしました。営業終了に至る日まで多くのお客様にご愛顧いただき、感謝申しあげます。

◆ 海外百貨店業

海外百貨店業での営業収益は34,287百万円（前年比5.3%増）、営業利益は8,363百万円（前年比4.4%増）となりました。

シンガポール高島屋におきましては、為替影響で増収となりましたが、長引くインフレによる消費の停滞に加えツーリストもコロナ禍以前の水準に戻らない状況が続いており、人件費など販売管理費が増加したことにより僅かに減益となりました。

上海高島屋におきましては、市場変化に対応した新たなテナントの誘致など収益基盤の

強化に継続して取り組んでおりますが、中国経済の低迷の影響が大きく、減収・赤字となりました。

ホーチミン高島屋におきましては、成長分野である子供用品やお客様からの支持の高い化粧品・食料品を中心に、売場改装や品揃え強化に取り組んだことで増収増益となりました。

サイアム高島屋におきましては、お客様ニーズに基づいた日本ブランドの品揃え拡充や物産イベントの実施などの収益拡大策を実施してまいりました。内需の低迷や売場改装の工事影響が大きく僅かに減収となりましたが、商品利益率の改善やコスト削減により、赤字幅は縮小しております。

◆ 国内商業開発業

国内商業開発業での営業収益は40,833百万円（前年比6.2%増）、営業利益は6,851百万円（前年比12.8%減）となりました。

東神開発株式会社におきましては、2023年10月に開業した「京都高島屋S.C.」、同年11月にリニューアルオープンした「立川高島屋S.C.」のテナント賃料収入増加により増収となった一方、2024年の「玉川高島屋S.C.」改装工事影響や、前年に「京都高島屋S.C.」の増築した専門店部分を株式会社高島屋に引き渡した反動が大きく、減益となりました。地域ニーズの高いテナントの導入など、段階的に改装を進めている「柏高島屋ステーションモール」におきましては、9月に複合型コミュニティスペース「BeARIKA（ビー

アリカ)」がオープンいたしました。引き続き、地域に欠かすことのできない魅力的なショッピングセンター（SC）を実現することで、リアル施設ならではの体験価値の向上と新たなお客様層の開拓を進めてまいります。

◆ 海外商業開発業

海外商業開発業での営業収益は15,434百万円（前年比14.2%増）、営業利益は5,908百万円（前年比43.2%増）となりました。

トーシンディベロップメントシンガポールPTE.LTD.におきましては、賃料収入が増加したことに加え、費用減もあり増収増益となりました。

また、段階的に開発を進めるベトナム事業におきましても、増収増益となりました。8月にはベトナムのハノイに学校不動産賃貸事業の2校目となるハイクオリティスクールが開校いたしました（※）。ハノイ、ホーチミンに次ぐベトナム第3の都市であるハイフォンでの大規模都市開発事業におきましては、6月に参画した街区に加え、12月には新たな街区での住宅開発事業への参画が決定いたしました。従来の資産長期保有型に短期回収型の住宅投資を組み合わせ、資産規模をコントロールしてまいります。

（※）事業パートナーであるエデュフィット社<Edufit International Education Corporation Joint Stock Company>と共同出資する現地事業会社が運営

◆ 金融業

金融業での営業収益は18,851百万円（前年比8.1%増）、営業利益は4,831百万円（前年比4.8%増）となりました。

高島屋ファイナンシャル・パートナーズ株式会社におきましては、収益の柱であるカード事業における取扱高の伸長や新規入会会員の増加により、手数料及び年会費収入が増大し、増収増益となりました。

カード事業では、百貨店や専門店、ECサイトでの会員獲得強化により、新規入会会員がコロナ禍前の2019年度を超える水準まで拡大いたしました。また、発行2年目の「タカシマヤカード《ビジネスプラチナ》アメリカン・エクスプレス®」は、会員数や取扱高が順調に増大し、新たに開始したビジネスソリューションサービスの利用も増加しております。今後も更なる魅力向上により、BtoBビジネスの拡大を図ってまいります。

ライフパートナー事業では、ファイナンシャルカウンターでの取扱商品・サービスの拡充により、お客様のご意向に沿ったご提案を推進し、利用数が着実に増加しております。また、新しいNISA制度（少額投資非課税制度）にあわせた「タカシマヤのカード積立」の積立上限月額引き上げや各種セミナーの開催などにより、お客様の資産形成促進に向けた取組を行ってまいりました。

さらに、6月に株式会社高島屋が株式の過半数を取得し子会社化した「ヴァスト・キュルチュール株式会社」は、ウェルス・マネジ

メントという資産を総合的に管理する金融サービスなどを提供しております。

◆ 建装業

建装業での営業収益は29,997百万円（前年比7.3%増）、営業利益は2,171百万円（前年同期は営業損失731百万円）となりました。

高島屋スペースクリエイツ株式会社におきましては、ラグジュアリーブランドやホテルを中心に受注が増加し、増収・黒字転換いたしました。引き続き、専門人材の育成・補強など人的資本経営を進展させ、営業力とデザイン力を融合した先行提案を着実に実行することで競争優位な高利益構造を確立し、持続的な成長につなげてまいります。

◆ その他の事業

その他の事業全体での営業収益は40,877百万円（前年比2.6%減）、営業利益は1,977百万円（前年比5.2%減）となりました。

人材派遣業の株式会社センチュリーアンドカンパニーが増収増益となった一方、卸売業のタカシマヤ トランスコスモス インターナショナルコマースPTE.LTD.が減収・赤字となったことから、その他の事業全体におきましては、減収減益となりました。

なお、当期の期末配当金につきましては、安定的な配当水準を維持することを基本スタンスとしながら、業績や経営環境を総合的に勘案し、1株につき13円とさせていただきたいと存じます。

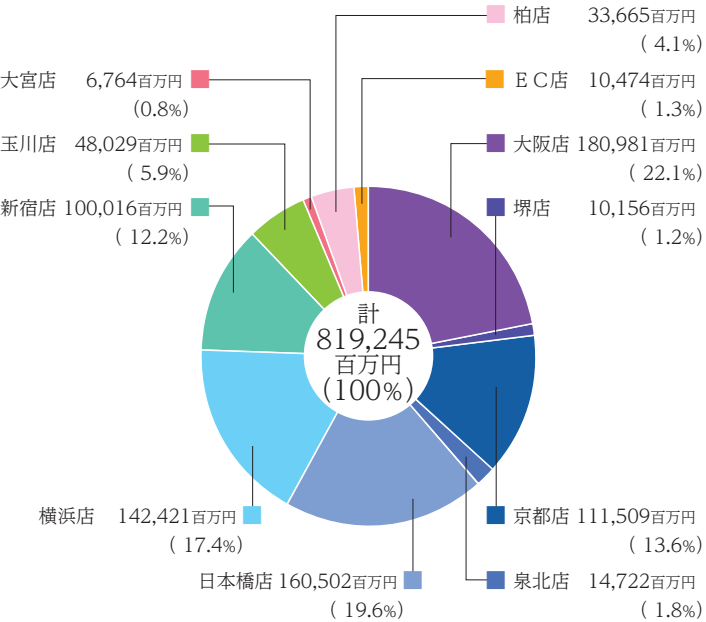
当社は2024年9月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を実施しております。同年8月31日を基準日としてお支払いしました中間配当金（1株につき23円）は、当該株式分割実施後の1株あたり配当金に換算すると11円50銭に相当しますので、期末配当と合わせた当期の年間配当金相当額は1株あたり24円50銭となります。なお、年間配当金1株につき24円50銭は、株式分割前の1株あたりの配当金に換算すると1株につき49円となり、前期の年間配当金の37円から12円の増配となります。

また、株主還元拡充、資本効率向上を図るため、150億円の自己株式を取得し、取得した全株式を消却いたしました。

当社の店別及び商品別売上高

▶店別売上高

店別	金 額	構成比	前年増減率
	百万円	%	%
大 阪 店	180,981	22.1	13.7
堺 店	10,156	1.2	△1.7
京 都 店	111,509	13.6	14.6
泉 北 店	14,722	1.8	△2.4
日 本 橋 店	160,502	19.6	7.5
横 浜 店	142,421	17.4	5.8
新 宿 店	100,016	12.2	13.5
玉 川 店	48,029	5.9	3.2
大 宮 店	6,764	0.8	△2.8
柏 店	33,665	4.1	△3.1
E C 店	10,474	1.3	—
計	819,245	100.0	10.4



注 記

- ①当社の店別売上高の京都店には洛西店を含めております。
- ②当社の店別売上高には、法人事業部（44,445百万円、前年比27.0%増）、クロスメディア事業部（15,769百万円、前年比9.2%減）の売上高を、それぞれ所在する地区の各店に含めております。
- ③当事業年度から、EC店の売上高は個別掲記に変更しております。EC店の前事業年度の売上高9,409百万円は大阪店・京都店・日本橋店に含めております。
- ④「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用前の売上高で記載しております。

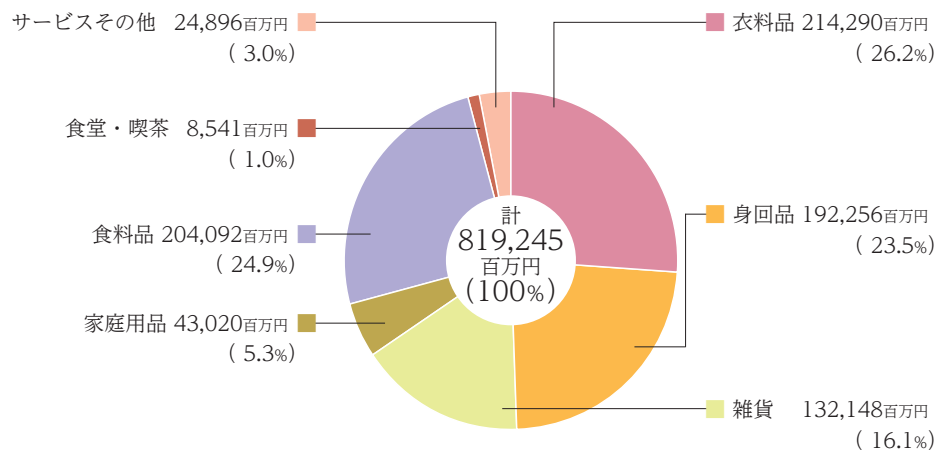
ご参考

- 百貨店業（国内連結子会社3社）の店別売上高
株式会社岡山高島屋（岡山店）：16,971百万円（前年比 8.4%減）
株式会社岐阜高島屋（岐阜店）：6,888百万円（前年比 46.8%減）
株式会社高崎高島屋（高崎店）：16,734百万円（前年比 2.4%増）
- 当社及び上記国内連結子会社3社の合計売上高（2024年3月1日から2025年2月28日まで）は859,840百万円（前年比8.8%増）であります。

- 注 記 ①株式会社岐阜高島屋は2024年7月31日に営業を終了しております。
②収益認識会計基準等を適用前の売上高で記載しております。

▶ 商品別売上高

商品別	金 額	構成比	前年増減率
	百万円	%	%
衣 料 品	214,290	26.2	7.8
身 回 品	192,256	23.5	20.9
雑 貨	132,148	16.1	15.0
家 庭 用 品	43,020	5.3	6.4
食 料 品	204,092	24.9	1.8
食 堂 ・ 喫 茶	8,541	1.0	△7.9
サ ー ビ ス そ の 他	24,896	3.0	28.6
計	819,245	100.0	10.4



② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資額は29,438百万円であります。主なものとして、当社では新宿店・大阪店を中心とした店舗改装であり、子会社では東神開発株式会社による柏・立川・玉川エリアにおけるSC改装であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は事業資金及び運転資金としてシンジケートローンほか金融機関からの借入れにより28,000百万円調達しました。

④ 対処すべき課題

次年度の経営環境は、コロナ後の上向きな消費環境が一段落し、世界的な地政学リスクが日本の金融市場や経済にどのような影響を及ぼすか、引き続き注視が必要な状況です。

2031年のグランドデザイン実現に向け、次年度は「自立と共創のうねりによる成長加速～グランドデザイン実現に向けた『グループのシームレス化』の始動～」を経営目標に掲げております。当社は、「店舗の立地特性」「優良なグループ会社」「幅広い顧客基盤」という3つの強みを有しております。国内外のグループ商業施設やEC、金融などで取り扱う商品やサービスの総和は、当社ならではの競争優位性であります。この強みを更に昇華させるべく、お客様視点でグループの各事業が等距離にある状態、すなわちシームレス化を実現し、お客様にストレスなく、かつ感動を与える購買体験を創出してまいります。そのために、国内外の各拠点・各施設で提供するサービスの均質化やポイントプログラムの共有、グループ内で取り扱うすべての商品・サービス・情報からお客様それぞれのご要望

に合わせた最適な提案を行うなど、シームレスの具現化に向けた検討を段階的に進めてまいります。

この経営目標に向け、次年度は経営課題を「グループの総力で創りあげる次世代型SC」「価値創造の源泉となる営業力強化」「個人の成長支援に向けた組織・土台づくり」「営業活動を軸としたESG経営の実践」「成長領域での更なる存在感の発揮」と定めております。

□グループの総力で創りあげる「次世代型SC」、価値創造の源泉となる営業力強化

グランドデザイン実現に向け、「次世代型SC」への転換は「まちづくり」における重要な取組であります。個人と組織の「自立」と相互の「共創」という考え方の下、グループ各事業のノウハウを結集し、それぞれの経営資源を相互に活用することで「館の魅力最大化」につなげてまいります。「次世代型SC」の特徴は3点あり、1点目は、「新たなコンテンツ導入による来店動機の創出」であります。SCがリアルな存在としてお客様に

支持され続けるためにも、お買物やお食事だけではなく「プラスαの体験価値」の提供により、広域かつ幅広い世代のお客様のご来店を促進し、賑わいを創出してまいります。

2点目は、「地域の社会インフラとしての機能具備」であります。「まちづくり」をグループ総合戦略として掲げる当社において、「地域社会」というステークホルダーへの貢献は必要不可欠であります。SCが有する「誰もが知っている」「便利な場所にある」「大きな施設」という資質をいかし、地域コミュニティ形成や循環型社会のターミナルとしての役割発揮、再生可能エネルギー導入・都市緑化の象徴的施設としてのメッセージ発信、さらに、防災拠点として避難場所・ライフラインの供給機能の拡充を進めてまいります。

3点目は、「百貨店の存在をより活用すること」であります。百貨店・専門店それぞれの強みをいかすだけではなく、百貨店が有するお客様情報の利活用やフロア構成の最適化などにおいて、より踏み込んで連携することにより、拠点全体としての魅力向上を実現してまいります。

「次世代型SC」においても中核となるのは百貨店であります。高島屋ブランド価値を高めていくために、百貨店の魅力そのものを向上させるべく、「より心豊かな暮らし」や「新しいモノ・コト」への期待といったお客様の根源的・普遍的なニーズに応える力を商品政策や顧客政策、販売・サービス政策を通じて高めてまいります。

また、管理手法においても、次年度から導入する「店別貸借対照表（バランスシート）」をベースに、百貨店・専門店を区切らず、

SC全体としてのROICを算出・検証するサイクルを構築し、「拠点利益」を意識した経営を進めることでROIC経営を定着させてまいります。

□個人の成長支援に向けた組織・土台づくり

当社は、経営理念「いつも、人から。」が表すとおり、「人」で成り立つ企業集団であります。エンゲージメントと生産性向上の好循環を促し持続的成長につなげるべく、人的資本経営、すなわち多様な人材の活躍支援や積極登用に加え、グループ横断での人材育成にも取り組んでまいります。また、土台となる組織風土におきましては、DE&Iの考え方の下、従業員個々の能力を最大化させていくマネジメントを実践してまいります。さらには、昨年公表いたしました「カスタマーハラスメントに対する基本方針」で策定した方針の実効性を高めるべく、定期的なモニタリングを行うなど、お取引先従業員も含め安心して能力を発揮できる環境を継続して整備してまいります。

□営業活動を軸としたESG経営の実践

グループの持続的成長には、「地球環境」を含めたすべてのステークホルダーと利益を共に分かち合い、相互にエンゲージメントを高めていく仕組みの創造が必要です。従業員一人ひとりがESG経営に取り組む姿勢を理解し、主体的に行動できる風土醸成を進めていくと共に、多くのお客様との接点がある当社ならではのメッセージを発信していくことで、その効果を最大限に発揮してまいります。

象徴的な取組である「TSUNAGU ACTION」

におきましては、グループ各組織の事業特性・経営資源をいかし、取組を加速してまいります。持続可能な発展に不可欠な収益性の視点を強化し、社会課題解決と両立した「サステナブルな収益拡大」を目指してまいります。

□成長領域での更なる存在感の発揮

海外と金融を成長領域と位置付けている中、海外事業におきましては、「シンガポール高島屋S.C.」で培ったノウハウやパートナーシップをいかし、成長市場であるベトナムでの開発を段階的に進めてまいります。また、金融事業におきましても、カード事業に加え、新たな領域にチャレンジし事業基盤を拡大してまいります。これら成長領域で利益増大を図っていくことで、創業200周年を迎える2031年には、グループ利益水準（連結営業利益＋東神開発のベトナム関連会社からの配当益）を750億円から800億円と見込んでおります。さらに、海外事業の利益シェアは2023年度の28%から33%、百貨店事業以外の利益シェアは2023年度の38%から、約半分となる47%まで引き上げ、経営環境の変化に柔軟に対応できるバランスの良い事業ポートフォリオを同時に実現してまいります。

事業のセグメント別取組は、次のとおりであります。

◆国内百貨店業

営業力強化に向けて、商品政策では、当社の強みの一つである東西大型5店を軸に「魅

力ある品揃え」の実現に向け、バイイングパワーを高めてまいります。継続的課題になっております商品利益率につきましては、今後も重点お取引先と連携し、正価品強化など商品利益率改善に向けた取組を進めてまいります。さらに、「アイテム平場」「自主編集売場」の再強化や、新たなモノ・コト開発を進めていくことで、実店舗の強みをいかしたワンストップでの体験価値を提供してまいります。

ECにおきましては、引き続きお客様のニーズに沿った展開ブランドの拡充やサイト・アプリの特徴化、利便性を高める取組を推進してまいります。また、実店舗を持つ強みをいかし店頭とECの相互送客により顧客接点を拡大することで、新たなお客様の獲得や収益力の向上につなげてまいります。

顧客政策では、4月から高島屋の各種カードのポイントが「1ポイント単位で利用可能」となったことを契機に、カード戦略のリブランディングを始動、既存顧客の満足度向上と次世代顧客獲得の両立に取り組んでまいります。また、タカシマヤアプリにおきましても、特典付与機能の強化に加え、デジタルでのアプローチなど、重要な顧客接点ツールとしてアプリの魅力を高めてまいります。

さらに、シンガポールなど優良な海外店舗を有するという強みをいかした国内店舗との相互送客により、国境を越えた買い回りを促進し固定化を図ってまいります。

なお2026年1月7日をもって営業を終了する堺店につきましては、これまでご利用いただいているお客様に、引き続き大阪店や泉北店を中心にご愛顧いただける体制を整えてまいります。

◆ 海外百貨店業

シンガポール高島屋におきましては、経営環境が不透明な中、ファッション関連商品や食料品など品揃えの再強化に加え、顧客政策を推進することで、国内顧客やツアーリストの維持・拡大を図ってまいります。

上海高島屋におきましては、景気低迷による消費減速が長期化する状況下、お客様ニーズに基づいたテナントの導入など、収益基盤の安定化に継続して取り組んでまいります。

ホーチミン高島屋におきましては、2024年12月にホーチミン市で初の都市鉄道が開通したことを受け、商品カテゴリー・ブランドの再編や催・イベントの強化により店舗の集客力を高め、売上を増大させてまいります。

サイアム高島屋におきましては、化粧品売場のリニューアルに続き、今後も各フロアの改装オープンを予定しており、改装効果の最大化に向けた取組を推進してまいります。

◆ 国内商業開発業

東神開発株式会社が段階的に改装を実施してきた「柏高島屋ステーションモール」におきましては、2025年2月に千葉県柏市の施設である「柏駅前行政サービスセンター」など3つの施設が新たにオープンいたしました。これにより2023年9月から進めてきたリニューアルが完成いたしました。今後もさらに便利で利用しやすい場を目指してまいります。また、「玉川高島屋S・C」におきましては、今春、西館ストリートをリニューアルし、話題の4店舗を誘致したフードコート「P.」が開業いたしました。これにより、歩道と空間、地域をつなぐ、新たなお買物環境

を提供してまいります。

◆ 海外商業開発業

成長ドライバーと位置付けるベトナム開発におきましては、東神開発株式会社がハノイでの住宅・オフィス・商業の複合開発事業を始めとした投資を集中的に行い、シンガポールに次ぐ第2の収益の柱として成長性と収益性を追求してまいります。

◆ 金融業

「高島屋ネオバンク」を活用した積立サービス「スゴ積み」では、従来の12カ月積立コースに加え、新たに半年積立コースを導入いたしました。短期間での積み立てで、ボーナスをプラスした金額をお買物にご利用いただけます。これにより、新たなお客様の入会を促進し、顧客接点の拡大につなげてまいります。

また、高島屋ファイナンシャル・パートナーズ株式会社におきましては、住信SBIネット銀行を所属銀行とする銀行代理業の許可を取得いたしました。日本橋店・横浜店・大阪店のタカシマヤファイナンシャルカウンター等で「銀行商品」のご案内を開始し、証券・保険・相続・信託を含めた総合的な金融相談やサービスの提供を進めてまいります。

さらに、子会社化したヴァスト・キュルチュール株式会社との相互送客を推進していくなど、IFA（独立系ファイナンシャルアドバイザー）市場での事業を拡大し、質の高いプライベートバンクサービスを提供することで、当社グループの顧客基盤を盤石化させると共に、金融業の利益増大を図ってまいります。

◆ 建装業

高島屋スペースクリエイツ株式会社におきましては、ベトナムに住宅内装事業を手掛ける新会社を設立いたします。生活水準の向上により今後高まっていくことが予想される、日本クオリティーの住宅内装需要を確実に捉えてまいります。

◆ その他の事業

飲食業の株式会社アール・ティー・コーポレーションにおきましては、昨年、セントラルキッチンの新拠点が始動いたしました。既存拠点と併せて活用することで製造加工・調達物流の効率化を図ると共に、独自性のある商品開発を更に推進してまいります。

株式会社センチュリーアンドカンパニーに

おきましては、百貨店で培ったクオリティーの高い業務運営力をいかし、受注拡大を図ってまいります。

また、広告宣伝業の株式会社エー・ティ・エーにおきましては、デジタル領域の専門性強化を推進してまいります。

引き続き、各事業におきまして、業界競争力を高めていくことにより、安定的な収益基盤の構築につなげてまいります。

今後とも、グループの総力をもって、業績の向上と社会への貢献に努め、株主の皆様のご期待に添ってまいりたいと存じます。何とぞ、格別のご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

⑤ 財産及び損益の状況の推移

区 分	2021年度 (第156期)	2022年度 (第157期)	2023年度 (第158期)	2024年度 (当連結会計年度)
営業収益 (百万円)	761,124	443,443	466,134	498,491
営業利益 (百万円)	4,110	32,519	45,937	57,503
経常利益 (百万円)	6,903	34,520	49,199	60,396
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5,360	27,838	31,620	39,525
1株当たり当期純利益 (円)	32.14	169.78	200.47	126.33
ROE (%)	1.4	6.9	7.3	8.5
ROIC (%)	1.3	4.4	5.5	6.4
総資産 (百万円)	1,144,335	1,178,201	1,270,475	1,296,012
純資産 (百万円)	420,489	436,482	478,802	500,348

注 記

①収益認識会計基準等を2022年度（第157期）より適用しております。

②当社は2024年9月1日付で1株に対し2株の割合で株式分割を行っております。

⑥ 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社等の状況

ア．重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容	本社所在地
株 式 会 社 岡 山 高 島 屋	90 百万円	100.0 %	国内百貨店業	岡 山 市 北 区
株 式 会 社 高 崎 高 島 屋	50 百万円	100.0	国内百貨店業	群馬県高崎市
タカシマヤ・シンガポールLTD.	100 百万 シンガポールドル	100.0	海外百貨店業	シンガポール
上 海 高 島 屋 百 貨 有 限 公 司	610 百万円	100.0 (66.8)	海外百貨店業	上海市長寧区
タカシマヤ ベトナム LTD.	32 百万 USドル	100.0 (100.0)	海外百貨店業	ホーチミン市
サイアム タカシマヤ(タイランド) CO., LTD.	2,200 百万 バーツ	51.0 (51.0)	海外百貨店業	バンコク市
株 式 会 社 高 島 屋 友 の 会	50 百万円	100.0	国内百貨店業	東京都中央区
東 神 開 発 株 式 会 社	2,140 百万円	100.0	国内商業開発業	東京都世田谷区
トーシンディベロップメントシンガポールPTE.LTD.	8,526 千 シンガポールドル	100.0 (100.0)	海外商業開発業	シンガポール
トーシンディベロップメントベトナムLTD.	38,390 百万 ベトナムドン	100.0 (100.0)	海外商業開発業	ホーチミン市
高島屋フィナンシャル・パートナーズ株式会社	100 百万円	69.5	金融業	東京都中央区
高島屋スペースクリエイツ株式会社	100 百万円	100.0	建装業	東京都中央区

注 記

①当社の出資比率欄の（ ）内の数字は、間接所有比率であります。

②当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

イ．重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容	本社所在地
株式会社ジェイアール東海高島屋	10,000 百万円	34.1 %	国内百貨店業	名古屋市中村区
株 式 会 社 伊 予 鉄 高 島 屋	100 百万円	33.6	国内百貨店業	愛媛県松山市

⑦ 主要な事業内容

国内百貨店業、海外百貨店業、国内商業開発業、海外商業開発業、金融業、建装業及びその他の事業

⑧ 主要な事業所

- 本 社 大阪市中央区難波 5 丁目 1 番 5 号
- 店 舗

支店及び支店所属の店舗	所 在 地
大阪店	大阪市中央区難波 5 丁目 1 番 5 号
堺店	堺市堺区三国ヶ丘御幸通 59 番地
京都店 洛西店	京都市下京区四条通河原町西入真町 52 番地 京都市西京区大原野東境谷町 2 丁目 5 番地 5
泉北店	堺市南区茶山台 1 丁 3 番 1 号
日本橋店	東京都中央区日本橋 2 丁目 4 番 1 号
横浜店	横浜市西区南幸 1 丁目 6 番 31 号
新宿店	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 丁目 24 番 2 号
玉川店	東京都世田谷区玉川 3 丁目 17 番 1 号
大宮店	さいたま市大宮区大門町 1 丁目 32 番地
柏店	千葉県柏市末広町 3 番 16 号

⑨ 従業員の状況

	従 業 員 数	前期末比増減
当 社	3,621 名	205 名減
連結子会社	2,953 名	46 名増
合 計	6,574 名	159 名減

注 記

①従業員は就業人員であります。

②上記のほか、嘱託員、契約社員及びパート社員は 3,920 名で、総従業員数は 10,494 名（前期末比 274 名減）であります。

⑩ 主要な借入先

借入先	借入額
シンジケートローン	35,000 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	24,822
株式会社日本政策投資銀行	20,000

注 記

シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とする39社による協調融資団であります。

⑪ その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年12月3日開催の取締役会で、2026年1月7日をもって高島屋堺店の営業を終了することを決議いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

① 発行可能株式総数 600,000,000株

② 発行済株式の総数 303,371,834株（自己株式12,194,482株を除く。）

③ 株 主 数 221,495名

④ 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	49,207 千株	16.2 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	16,611	5.5
日本生命保険相互会社	9,923	3.3
高 島 屋 共 栄 会	6,574	2.2
相鉄ホールディングス株式会社	4,805	1.6
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	4,751	1.6
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	3,636	1.2
株 式 会 社 ク レ デ ィ セ ゾ ン	3,308	1.1
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	3,251	1.1
高 島 屋 社 員 持 株 会	2,855	0.9

注 記

当社は、自己株式12,194,482株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

- ①2024年4月12日の当社取締役会決議により、自己株式13,931,873株を2024年4月26日に消却いたしました。
- ②2024年9月1日付で1株に対し2株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数が163,827,608株増加しております。
- ③2024年9月1日付の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2024年9月1日をもって当社定款第6条を変更し発行可能株式総数を300,000,000株増加し、600,000,000株としております。
- ④会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定により、2024年10月15日の当社取締役会決議に基づき、2024年11月1日から2025年2月10日の間、市場取引により、12,088,900株（発行済株式総数に対する割合は3.7%）の自己株式を総額14,999,979,402円で取得いたしました。
- ⑤2025年2月13日の当社取締役会決議により、会社法第178条の規定に基づき上記④で取得した自己株式を2025年2月28日に消却いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

2018年11月20日開催の取締役会決議により発行した「2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権の状況

- 新株予約権の数 6,000個
- 目的となる株式の種類及び数 普通株式55,463,117株（上限）
- 新株予約権の発行価額 無償
- 新株予約権の払込金額 1,081.8円
- 新株予約権を行使することができる期間

2018年12月20日から2028年11月22日の営業終了時（行使請求受付場所現地時間）

4. 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等

2025年2月28日現在

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職の状況
村 田 善 郎	取締役社長 (代表取締役) 業務監査室担当	
横 山 和 久	専務取締役 (代表取締役) 営業本部長、 ライフデザインオフィス長	
園 田 篤 弘	専務取締役 (代表取締役) 企画本部長、史料館担当	株式会社ジェイアール東海 高島屋取締役
八 木 信 和	常務取締役 (代表取締役) 総務本部長、秘書室担当	
高 山 俊 三	常務取締役 関西代表、営業本部大阪店長	
宇都宮 優 子	常務取締役 営業本部企画宣伝部長	
牧 野 考 一	常務取締役 営業本部副本部長、MD本部長	株式会社伊予鉄高島屋取締役 東神開発株式会社取締役会長 (代表取締役)
清 瀬 雅 幸	取 締 役	公益財団法人公正取引協会会長 ソナー・アドバイザーズ株式 会社取締役会長
後 藤 晃	取 締 役	株式会社産業革新投資機構 代表取締役社長CEO
横 尾 敬 介	取 締 役	株式会社リコー社外取締役 株式会社西武ホールディングス社外取締役 カルチュア・エンタテインメント グループ 株式会社社外取締役
有 馬 充 美	取 締 役	株式会社商工組合中央金庫 社外取締役
海老澤 美 幸	取 締 役	タキヒヨー株式会社社外取締役
片 岡 不二恵	常勤監査役	
岡 部 恒 明	常勤監査役	
菅 原 邦 彦	監 査 役	公認会計士菅原邦彦事務所代表 株式会社サカタのタネ社外取締役

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職の状況
寺 原 真希子	監 査 役	株式会社アドバンテッジリスクマネジメント社外取締役 日本フェイウィック株式会社社外取締役 イオンリート投資法人監督役員 株式会社ニッスイ社外監査役

注 記

- ①取締役後藤 晃、横尾敬介、有馬充美、海老澤美幸の4氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
- ②監査役菅原邦彦、寺原真希子の両氏は社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
- ③監査役菅原邦彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ④監査役寺原真希子氏は、弁護士の資格を有し、複数の企業の社外取締役を務めており、法務及び企業会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ⑤当社は、社外取締役後藤 晃、横尾敬介、有馬充美、海老澤美幸の4氏及び社外監査役菅原邦彦、寺原真希子の両氏と、会社法第423条第1項の賠償責任の限度額は法令に規定する額とする旨の責任限定契約を締結しております。
- ⑥役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。
当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員及び国内連結子会社の取締役、監査役、執行役員であります。
- ⑦当事業年度中に、次のとおり取締役の退任がありました。

氏 名	退 任 日	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
鈴 木 弘 治	2024年4月16日	取締役特別顧問
倉 本 真 祐	2024年5月21日	取締役 東神開発株式会社取締役社長（代表取締役）

⑧2025年2月28日付で、次のとおり取締役の重要な兼職の状況の変更がありました。

氏 名	変 更 内 容
牧 野 考 一	株式会社伊予鉄高島屋取締役を退任

⑨2025年3月1日付で、次のとおり取締役の地位及び担当の変更がありました。

氏 名	新	旧
横 山 和 久	専務取締役（代表取締役） 営業本部長、ライフデザインオフィ ス担当	専務取締役（代表取締役） 営業本部長、ライフデザインオフィ ス長
八 木 信 和	取締役特命担当	常務取締役（代表取締役） 総務本部長、秘書室担当
牧 野 考 一	常務取締役営業本部日本橋店長	常務取締役営業本部副本部長、 MD本部長
高 山 俊 三	取締役関西代表、渉外担当	常務取締役関西代表、営業本部大 阪店長
宇都宮 優 子	取締役宣伝政策担当	常務取締役営業本部企画宣伝部長

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を2021年2月19日開催の取締役会において定めております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

当該決定方針の概要は以下のとおりです。

■個人別報酬決定の基本方針

- ・各役位に求められる役割に応じて報酬水準と評価指標を設定し、客観性のある評定プロセスにより公正性と透明性を担保
- ・各役位に設定する固定報酬と、単年度の業績に応じて支給する変動報酬で構成し、自らが担当する部門の業績向上に向けたインセンティブを担保
- ・自社株取得報酬により、株主・投資家と利益やリスクの共有化を図り、中長期的な業績

- 向上と企業価値向上に向けたインセンティブを担保
- ・ 社外取締役は固定報酬のみとし、業績指標に対する達成度に連動して報酬額が変動しない報酬体系とすることで、経営に対する独立性を担保
- 固定報酬の個人別報酬額決定方針
- ・ 当社の取締役の固定報酬は、月例支給とし、役位に応じて他社水準、当社の業績水準、従業員給与の水準を考慮しながら、報酬委員会答申を踏まえ、総合的に勘案して決定する。
 - ・ 取締役（社外取締役を除く）の固定報酬は、基本報酬と自社株取得報酬から構成する。
 - ・ 社外取締役の固定報酬は、基本報酬のみとする。
- 業績連動報酬の個人別報酬額決定方針
- ・ 事業年度ごとの連結・百貨店業績、担当部門業績及びPDCA等の重点課題に対する目標達成度に基づき算出された額を、翌事業年度に月例報酬及び賞与として支給する。
 - ・ 賞与として支給する場合は、翌事業年度の5月末日（金融機関休業日の場合は、その前日）に支給する。
- 個人別報酬における固定報酬、業績連動報酬の割合の決定方針
- ・ 基本報酬（固定）：自社株取得報酬（固定）：業績連動報酬＝60：14：26
上記の基準割合については、環境に応じ、他社動向等を考慮しながら、報酬委員会の答申を踏まえ、見直しを行う。
 - ・ 当該事業年度のグループ業績を一定以上達成した場合、株主総会決議を経て賞与を支給するものとし、賞与総額の個別配分額は、個別評価に基づき決定する。
- 個人別報酬の内容の決定方針
- ・ 社外取締役を委員長とする「報酬委員会」を取締役会の諮問機関として設置しており、個人別の報酬額については、報酬委員会で審議された個別評価に基づき答申された原案を踏まえ取締役会で決定する。

- ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
- 取締役の金銭報酬の額は、2024年5月21日開催の第158回定時株主総会において年額7億2,000万円以内と決議されております（うち、社外取締役1億円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち、社外取締役は4名）であります。
- 監査役の金銭報酬の額は、2024年5月21日開催の第158回定時株主総会において年額1億2,000万円以内（うち、社外監査役5,000万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）であります。

③ 役員報酬の構成

当社の役員報酬は、以下の内容で構成されています。

ア) 取締役（社外取締役を除く）報酬

月例報酬（基本報酬＋業績連動報酬＋自社株取得報酬）＋役員賞与
〔固定部分〕

- ・基本報酬：役位に応じた固定金額を設定
- ・自社株取得報酬：役位に基づく一定額を月例報酬の一部として支給

〔変動部分〕

- ・業績連動報酬：連結・百貨店業績及び担当部門業績、PDCA等の重点課題に対する目標達成度に基づき算定し支給

※業績連動報酬の評価が「標準」（目標達成度の評価が期待する水準どおり）の場合、以下の比率になるよう当社は月例報酬を設計しております。

基本報酬（固定）：自社株取得報酬（固定）：業績連動報酬（変動）

=60：14：26

※業績連動報酬は、役割に応じ役位・役職ごとに設定した業績指標（営業収益・営業利益・経常利益）と個別設定した重点課題目標の達成度に基づき報酬委員会にて審議し、取締役会に上申して決定しております。業績指標は、当社の収入である営業収益、本業による儲けである営業利益、経営全般での儲けである経常利益の3つを組み合わせる業績連動報酬の指標として選択しております。

業績連動報酬の評価ウェイト

		会長、 社長	専務 (営業本部長)		専務 (企画本部長)		常務 (店長を除く)		店長	
業績評価	連結	連結 70%	50%	連結 20%	50%	連結 30%	40%	連結 10%	—	
	百貨店 (単体＋分社)	—		百貨店 30%		百貨店 20%		百貨店 30%	60%	百貨店 10%
	担当店	—	—	—	—	—	—	—		担当店 50%
重点課題評価		30%	50%		50%		60%		40%	

業績指標の対象項目と比率

〔会長、社長〕 営業収益：営業利益：経常利益＝3：4：3

〔専務取締役〕 営業収益：営業利益：経常利益＝3：4：3

〔常務取締役〕 営業収益：営業利益：経常利益＝4：5：1

〔店長〕 営業収益：営業利益＝4：6

※業績指標の対象項目である連結業績及び百貨店（単体+分社）業績の実績及び目標値は下記の通りです。

実績及び目標値（2023年度）

		2023年度上期		2023年度下期	
		実績	目標値	実績	目標値
連結業績	営業収益	2,211億円	2,300億円	2,449億円	2,370億円
	営業利益	208億円	150億円	251億円	300億円
	経常利益	221億円	160億円	270億円	310億円
百貨店業績	営業収益	1,574億円	1,670億円	1,763億円	1,694億円
	営業利益	77億円	45億円	126億円	143億円
	経常利益	130億円	77億円	199億円	170億円

・役員賞与：グループ連結業績を一定以上達成した場合に、株主総会決議を経て支給

イ) 社外取締役報酬
月例報酬（基本報酬）

ウ) 監査役報酬
月例報酬（基本報酬）

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 （百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	419 （45）	245 （45）	174 （―）	―	12 （4）
監査役 （うち社外監査役）	74 （21）	74 （21）	―	―	4 （2）

注 記

- ①業績連動報酬等には、本総会で決議予定の取締役賞与の額を含めております。
- ②取締役の報酬等の額には、2024年4月16日に逝去いたしました取締役1名に対する報酬等の額を含めております。
- ③取締役の員数は、当事業年度において無報酬の取締役2名を除いております。
- ④上記支給額のほか、2007年5月22日開催の第141回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して127百万円支給しております。

③社外役員に関する事項

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して 行った職務の概要
取 締 役	後 藤 晃	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、学識経験者としての専門知識や経験等、及び元公正取引委員会委員としての経験をいかし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	横 尾 敬 介	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、会社経営者としての専門知識や経験等をいかし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	有 馬 充 美	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、金融分野での専門知識・経験や複数の企業の社外取締役としての豊富な知識・経験等をいかし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	海老澤 美 幸	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、弁護士としての専門知識や経験等をいかし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	菅 原 邦 彦	当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会12回の全てに出席し、公認会計士としての豊富な知識・経験等をいかし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	寺 原 真希子	当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会12回の全てに出席し、弁護士や複数の企業の社外取締役としての豊富な知識・経験等をいかし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

注 記

取締役後藤 晃氏の兼職先である公益財団法人公正取引協会、取締役横尾敬介氏の兼職先であるソナー・アドバイザーズ株式会社、株式会社産業革新投資機構、株式会社リコー、取締役有馬充美氏の兼職先である株式会社西武ホールディングス、カルチュア・エンタテインメント グループ株式会社、株式会社商工組合中央金庫、取締役海老澤美幸氏の兼職先であるタキヒヨー株式会社、監査役菅原邦彦氏の兼職先である公認会計士菅原邦彦事務所、株式会社サカタのタネ、監査役寺原真希子氏の兼職先である株式会社アドバンテッジリスクマネジメント、日本フェイウィック株式会社、イオンリート投資法人、株式会社ニッスイと当社の間には、特別の関係はありません。

5. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	157百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－百万円
計	157百万円

② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	209百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－百万円
計	209百万円

注 記

①当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、①及び②の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

②監査役会は、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について相当であると判断し会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、タカシマヤ・シンガポールLTD.及びトーシンディベロップメントシンガポールPTE.LTD.はKPMG LLP、上海高島屋百貨有限公司はKPMG Huazhen LLP、タカシマヤ ベトナム LTD.はKPMG Limited、サイアム タカシマヤ（タイランド）CO.,LTD.はKPMG Phoomchai Audit Ltd.の法定監査を受けております。

⑥ 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の解任事由のいずれかに該当する場合、解任する必要があると判断したときは、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告します。

また、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、職業倫理、独立性、専門性、効率性、品質管理体制等の観点から監査を遂行するに不十分であると認められた場合、その他の事情を総合的に勘案して会計監査人を解任すること又は再任しないことが相当であると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制

① コンプライアンス体制

「当社及びグループ各社における取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

- ① 当社グループの経営理念は、「いつも、人から。」です。この経営理念には「タカシマヤグループは誠実な企業活動を通じて、関わるお客様、従業員、お取引先、株主・投資家、地域社会、地球社会などすべての人々に対して、信じ、愛し、つくすところを大切にするにより、人々が輝き続けられるような社会づくりに貢献する」という思いが込められています。経営トップを始めとする全取締役、執行役員は、コンプライアンス経営の推進に自ら率先垂範して取り組み、経営理念の浸透・定着に全力を傾注し、この倫理観・価値観をグループ全体で共有し実践します。
- ② 取締役会は、当社及びグループ各社の業務執行がグループ全体として適正かつ健全に行われるために、取締役の職務執行状況を適切に監督します。中長期的な企業価値向上においては、グループ全体のコーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であり、実効性のある内部統制システムの構築に努めます。また、内部統制システムの基本方針に基づく運用状況や課題について定期的に確認します。
- ③ 監査役は、内部統制システムの機能と有効性を監査すると共に、取締役の違法行為を是正・防止するため、取締役の職務執行に関する意思決定の適法性を検証し、監視機能の実効性向上に努めます。
- ④ 社長を委員長とする「高島屋グループCSR委員会」のもと、コンプライアンス経営の徹底に加え、内部統制の状況や新しい社会課題に対するCSR領域への取組状況等をグループ横断的に検証し、強化します。
- ⑤ 社長を委員長とする「高島屋グループリスクマネジメント委員会」のもと、「公正取引」「個人情報」「環境」など個別課題に対して、本社主管部門が関連各部門・各社と連携し、ラインを通じてコンプライアンス経営の徹底を図ります。
- ⑥ ESG推進室及び人事部は、「コンプライアンス・ガイドブック」等を利用し、教育・研修など様々な場を通じて経営理念に基づいたコンプライアンスの周知徹底を図ります。
- ⑦ グループ全体で「高島屋グループ・コンプライアンス・ホットライン」「ハラスメント・ホットライン」「就労相談窓口」「法務相談窓口」を設置し、不正行為等の通報を受け付ける体制を運営します。秘匿性を保障し、通報者に不利益が及ばないことを確保し、迅速な事案対応に向け、当社及びグループ各社の通報制度に係る担当者への教育を実施します。また、当社及びグループ各社の全従業員に対し通報制度について周知を行い、より多くの内部通報を受け付け、自浄作用を高めます。
- ⑧ 内部監査機関である業務監査室は、定期的に各事業所及びグループ各社において会計監査及び業務監査を実施すると共に、内部統制システムの有効性を検証し、不備な点を指摘して是正を求めます。業務監査室長は、これらの監査結果を、社長を始め各取締役・監査役に報告します。

② リスクマネジメント体制

「当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

- ① 社長を委員長とする「高島屋グループリスクマネジメント委員会」は、当社グループの横断的なリスク管理体制の構築に努めると共に、経営環境の変化に伴う新たなリスクに適切に対応できるよう、常に管理体制を見直し、強化します。また、新たな取組に関するリスクについても、リターンとのバランスを考慮し、グループ横断的にコントロールしていきます。
- ② 「高島屋グループリスクマネジメント委員会」は、当社グループの業務執行に伴う様々なリスクを抽出し、リスク発生時の損失極小化に向けた対応をマニュアル化した「イエローファイル」の整備を行います。併せてリスク発生を未然に防ぐ予防体制を強化し、ラインを通じてリスク管理の徹底を図ります。
- ③ 「高島屋グループCSR委員会」は、地球環境への配慮、人権尊重、働き方改革の推進など、サステナビリティを巡る課題への対応がリスクの減少のみならず、収益機会の拡大や中長期的な企業価値向上につながる重要な経営課題であると認識し、グループESG経営に積極的に取り組みます。
- ④ 反社会的勢力排除のために、総務本部に「法務・リスクマネジメント室」を設置するなど体制整備に取り組むことで、グループ一体となって不当な要求を拒絶し、その被害を防止します。

③ 情報保存・管理体制

「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」

取締役会議事録、稟議書など取締役の職務執行に係る情報は、法令及び当社の社内規定に従い、適切に保存し、管理します。

④ 適正かつ効率的な職務執行体制

「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

- ① 取締役は、取締役会規則、取締役業務分掌規則、常務会規則、組織機能規則、決裁規則等の社内規則に基づく職務権限・意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務執行を行います。これらの規則は、法令の改廃、経営及び業務執行監督の適正性確保、職務執行の一層の効率化などに照らし適宜見直しを図ります。
- ② 当社は、当社グループの年度経営方針を策定し、PDCAによる方針管理を行い、各組織における重点課題及び対策の進捗状況を定期的に確認します。
- ③ 定例取締役会を原則として毎月1回開催し、必要ある場合には臨時取締役会を開催し、重要な意思決定を行います。

⑤ グループ会社管理体制

「グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及びグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

- ①当社は、当社グループの年度経営方針に基づき、PDCAによるグループ全体としての方針管理を行い、グループ各社における重点課題及び対策の進捗状況を定期的に確認します。
- ②当社取締役は、グループ各社の重要な業務執行のうち、当社又はグループ経営上の観点から当社が必要と認める事項について、決裁規則に基づき決裁を行います。
- ③グループ会社の業務指導を所管する企画本部は、高島屋グループとしての業務の適正性と効率性を確保するため、グループ各社における内部統制システムの構築とコンプライアンス経営の推進を指導します。海外事業においては、現地にガバナンス拠点を配置し、モニタリングを強化します。

⑥ 監査役補助体制

「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」

当社は、監査役に対し直属の部下として専任の使用人である監査役付を配し、監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助する体制を整備します。

「前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」

- ①監査役付の使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取して決定します。
- ②当社は、監査役付の使用人の任命及び異動について、監査役の事前の同意を要することとします。

⑦ 監査役への報告体制

「当社及びグループ各社の取締役等が当社監査役に報告するための体制」

- ①当社及びグループ各社における取締役、執行役員及び使用人は、業務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役に報告します。
- ②監査役は、必要に応じて随時、取締役、執行役員及び使用人から報告、又は情報の提供を受け、会議の資料や記録の閲覧等を行うことができるものとし、当社及びグループ各社の取締役、執行役員及び使用人は、これに迅速・的確に対応します。
- ③当社は、内部通報制度で報告された不祥事や違法行為等に関する問題について監査役会に報告します。
- ④当社は、監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ各社に対しても徹底します。

⑧ 監査役監査の実効性確保の体制

「監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」

- ①代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換を行うなど、意思の疎通を図ります。
- ②監査役は、取締役会のほか、常務会、経営PDCA、高島屋グループCSR委員会など、取締役等の重要な職務執行を審議する会議に出席することができます。
- ③監査役は、グループ各社の監査役と定期的にグループ監査役連絡会を開催し、情報の共有化と業務執行の適正化に努めます。またグループ全体の監査の実効性を高めるため、会計監査人及び業務監査室との緊密な連携を図ります。
- ④監査役は、適正な監査の実施のために必要とされる、弁護士、公認会計士、その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の業務を委託するなどの費用を請求するとき、当社に負担を求めることができます。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会にて決議された「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し、運用しております。第159期事業年度において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づく内部統制システムは適正に運用されました。

方針管理として、当事業年度開始時に、高島屋グループの本社、店、グループ会社等の部門経営層を対象にフォーラムを開催し、高島屋グループ年度経営方針を説明いたしました。また、経営方針に基づいた経営課題と対策の進捗状況について、当社経営陣と各部門・各グループ会社間による確認会議（PDCA）を半期に1回実施しており、方針管理が適切に実行できているか、定期的に確認しております。

また、グループESG経営を推進するための「高島屋グループCSR委員会」を半期に1回開催し、本社主管部門における内部統制の実効性を担保するための取組状況や、CSR重点課題の進捗報告・行動計画の検証に加えて、統合報告書の発行や持続可能なサプライチェーン構築などの個別課題対応策を確認するほか、ESG経営の進化に向けて、各回冒頭に経営講座を新規開催いたしました。

リスク管理体制の強化につきましては、半期に1回、「高島屋グループリスクマネジメント委員会」を開催しております。当事業年度においては、サプライチェーンリスク・人権リスク、情報セキュリティ対策、お客様・従業員の安全安心確保をテーマとして取り上げ、グループへの影響、及び各部、各社におけるリスク低減に向けた現状の取組について確認しました。

加えて、社長直轄の内部監査機関である業務監査室による、定期的な内部監査と経営課題に特化したテーマ監査、財務報告に係る内部統制評価を実施いたしました。監査結果は取締役会で報告し対応を確認すると共に、速やかに業務執行ラインにフィードバックし、グループ全体における組織機能の向上や運用上の課題解決に努めております。

また、アジア事業のリスクマネジメント体制を強化するため、2024年5月にアジア統括駐在員事務所をベトナム・ホーチミンに新規開設しております。初年度は「自主点検運用の現地化」を目指し、各国の法制度や商習慣を反映させ、現地言語で記載した「各国版自主点検シート」を整備すると共に、現地でのガイダンス教育を実施いたしました。

監査役の監査の実効性を確保する体制といたしましては、監査役と代表取締役及び社外取締役等との定期的な会合のほか、重要な会議への出席、会計監査人、業務監査室及びグループ会社監査役との連携などを行っております。また、内部通報制度で通報された内容について監査役に報告しております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

事業報告注記

金額、株式数等の表示単位未満は切捨て、比率の表示桁未満は四捨五入して表示しております。

※事業報告中のグラフ等は、[ご参考] であります。

計算書類等

連結貸借対照表 (2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	333,501	流動負債	415,546
現金及び預金	90,538	支払手形及び買掛金	123,849
受取手形、売掛金及び契約資産	164,398	短期借入金	37,672
商品及び製品	35,366	リース債務	9,313
仕掛品	290	未払法人税等	7,233
原材料及び貯蔵品	958	契約負債	100,744
その他	42,621	商品券	40,328
貸倒引当金	△ 671	預り金	63,491
固定資産	962,510	ポイント引当金	2,181
有形固定資産	759,774	役員賞与引当金	145
建物及び構築物	193,090	その他	30,586
機械装置及び運搬具	790	固定負債	380,117
工具、器具及び備品	11,723	社債	80,113
土地	419,861	長期借入金	83,818
リース資産	586	リース債務	130,558
建設仮勘定	9,982	資産除去債務	4,991
使用権資産	123,739	退職給付に係る負債	37,974
無形固定資産	37,025	役員退職慰労引当金	276
のれん	2,736	繰延税金負債	2,705
借地権	11,696	再評価に係る繰延税金負債	9,049
使用権資産	6,899	その他	30,630
その他	15,693	負債合計	795,663
投資その他の資産	165,710	純資産の部	
投資有価証券	119,967	株主資本	426,695
差入保証金	23,919	資本金	66,025
繰延税金資産	11,446	資本剰余金	37,522
退職給付に係る資産	2,463	利益剰余金	335,679
その他	10,110	自己株式	△ 12,530
貸倒引当金	△ 2,197	その他の包括利益累計額	46,352
資産合計	1,296,012	その他有価証券評価差額金	8,713
		繰延ヘッジ損益	5
		土地再評価差額金	3,972
		為替換算調整勘定	30,285
		退職給付に係る調整累計額	3,376
		非支配株主持分	27,299
		純資産合計	500,348
		負債純資産合計	1,296,012

連結損益計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		498,491
売上高		412,769
売上原価		199,099
売上総利益		213,669
その他の営業収入		85,722
営業総利益		299,392
販売費及び一般管理費		241,888
営業利益		57,503
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,218	
持分法による投資利益	3,686	
未回収商品券整理益	1,558	
為替差益	609	
その他	1,463	11,538
営業外費用		
支払利息	7,875	
その他	770	8,645
経常利益		60,396
特別利益		
固定資産売却益	76	
投資有価証券売却益	4,079	
リース債務免除益	27	
その他	6	4,190
特別損失		
固定資産除却損	2,916	
投資有価証券評価損	434	
減損損失	2,892	
店舗閉鎖損失	1,080	
その他	8	7,332
税金等調整前当期純利益		57,253
法人税、住民税及び事業税	9,104	
法人税等調整額	7,479	16,583
当期純利益		40,670
非支配株主に帰属する当期純利益		1,145
親会社株主に帰属する当期純利益		39,525

貸借対照表 (2025年2月28日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	182,180	流動負債	364,780
現金及び預金	32,850	買掛金	76,732
受取手形	188	短期借入金	136,110
売掛金	76,748	リース債務	198
商品	28,500	未払金	17,808
貯蔵品	668	未払法人税等	2,094
前渡金	501	未払費用	1,047
前払費用	2,951	契約負債	15,366
短期貸付金	13,765	商品券	40,322
立替金	4,821	預り金	69,864
その他	23,214	ポイント引当金	2,181
貸倒引当金	△ 2,029	役員賞与引当金	96
固定資産	661,106	その他	2,958
有形固定資産	477,459	固定負債	218,023
建物	113,242	社債	80,113
構築物	1,243	長期借入金	83,000
車両運搬具	0	リース債務	68
工具、器具及び備品	6,365	退職給付引当金	36,445
土地	355,511	関係会社事業損失引当金	2,140
リース資産	216	長期預り金	7,246
建設仮勘定	878	再評価に係る繰延税金負債	8,372
無形固定資産	17,939	その他	637
借地権	3,777	負債合計	582,804
共同施設負担金	3,960	純資産の部	
ソフトウェア	5,932	株主資本	248,891
その他	4,268	資本金	66,025
投資その他の資産	165,707	資本剰余金	36,634
投資有価証券	19,038	資本準備金	36,634
関係会社株式	47,244	利益剰余金	158,787
長期貸付金	82,130	利益準備金	60
差入保証金	15,753	その他利益剰余金	158,727
繰延税金資産	6,321	固定資産圧縮積立金	29,945
その他	520	別途積立金	72,070
貸倒引当金	△ 5,301	繰越利益剰余金	56,711
資産合計	843,286	自己株式	△ 12,555
		評価・換算差額等	11,591
		その他有価証券評価差額金	8,362
		繰延ヘッジ損益	5
		土地再評価差額金	3,223
		純資産合計	260,482
		負債純資産合計	843,286

損益計算書（2024年3月1日から2025年2月28日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
営業収益		339,115
売上高		312,280
売上原価		146,189
売上総利益		166,091
その他の営業収入		26,834
営業総利益		192,925
販売費及び一般管理費		165,506
営業利益		27,419
営業外収益		
受取利息及び配当金	17,073	
未回収商品券整理益	1,284	
その他	858	19,216
営業外費用		
支払利息	2,056	
関係会社事業損失引当金繰入額	1,192	
整理済商品券回収費用	593	
その他	278	4,121
経常利益		42,514
特別利益		
投資有価証券売却益	2,732	
固定資産売却益	76	2,809
特別損失		
投資有価証券評価損	432	
固定資産除却損	2,252	
減損損失	2,706	
店舗閉鎖損失	709	6,100
税引前当期純利益		39,222
法人税、住民税及び事業税	378	
法人税等調整額	7,195	7,573
当期純利益		31,648

独立監査人の監査報告書

株式会社 高 島 屋
取締役 会 御中

2025年4月11日

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 服 部 将 一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 太 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高島屋の2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高島屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準まで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

株式会社 高 島 屋
取締役 会 御中

2025年4月11日

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 服 部 将 一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中 村 太 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高島屋の2024年3月1日から2025年2月28日までの第159期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継

続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準まで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第159期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員及び使用人等、並びに会計監査人有限責任 あずさ監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、「監査上の

主要な検討事項」については、有限責任 あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月14日

株式会社 高島屋 監査役会

常勤監査役 片岡 不二恵

常勤監査役 岡部 恒明

社外監査役 菅原 邦彦

社外監査役 寺原 真希子

以 上

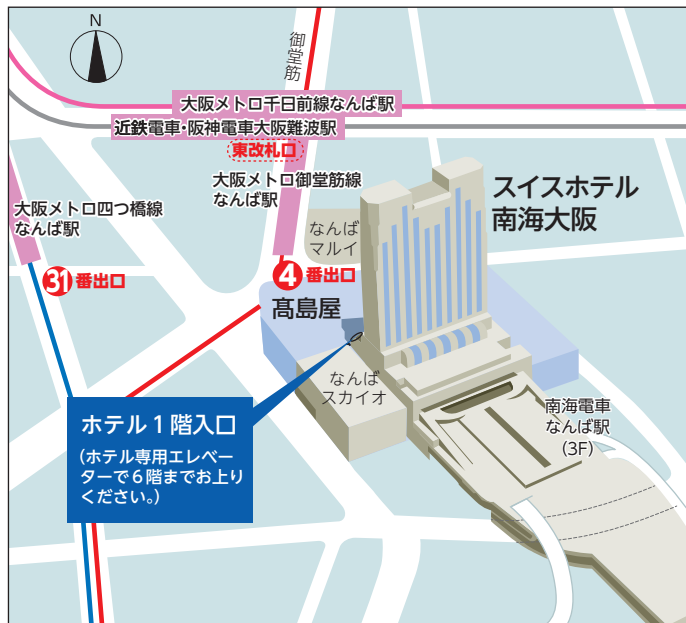
株主総会会場へのご案内

会場

大阪市中央区難波5丁目1番60号

スイスホテル南海大阪 8階 浪華の間

総会受付はホテル8階です。なお、お車でのご来場はご遠慮ください。



交通のご案内

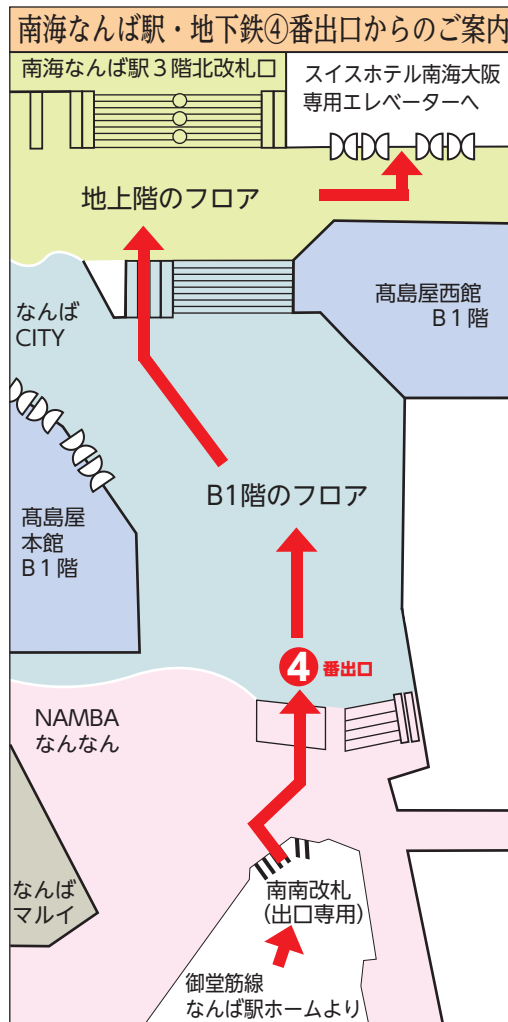
▶ 地下鉄・近鉄電車・阪神電車の場合

御堂筋線「なんば駅」4番出口、
千日前線「なんば駅」4番出口、
四つ橋線「なんば駅」31番出口、
近鉄電車・阪神電車「大阪難波駅」東改札口が便利です。

▶ 南海電車の場合

3階北改札口を出て左(西)側のホテル専用入口が便利です。

大阪・関西万博開催の影響により、公共交通機関の運行に乱れが生じる可能性がありますので、時間に余裕をもってご来場くださいますようお願い申し上げます。



ホームページアドレス <https://www.takashimaya.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

